

## むつ市議会第216回定例会会議録 第2号

### 議事日程 第2号

平成25年6月12日（水曜日）午前10時開議

#### ◎諸般の報告

##### 【議案質疑、委員会付託、一部採決】

- 第1 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例
- 第2 議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例
- 第3 議案第34号 むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 第4 議案第35号 むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例
- 第5 議案第36号 むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例
- 第6 議案第37号 工事請負契約について  
(脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事請負契約を締結するためのもの)
- 第7 議案第38号 財産の取得について  
(むつ市消防団むつ消防団第2分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第8 議案第39号 財産の取得について  
(むつ市消防団脇野沢消防団本部配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのもの)
- 第9 議案第40号 財産の取得について  
(小形ロータリ除雪車を購入するためのもの)
- 第10 議案第41号 新たに生じた土地の確認について
- 第11 議案第42号 新たに生じた土地の町名について
- 第12 議案第43号 町の区域の変更について
- 第13 議案第44号 町の区域の変更について
- 第14 議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合同約の変更について
- 第15 議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合同約の変更について
- 第16 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計補正予算
- 第17 報告第4号 平成24年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書
- 第18 報告第5号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書
- 第19 報告第6号 平成24年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書
- 第20 報告第7号 平成24年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書
- 第21 報告第8号 専決処分した事項の報告について

- (和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第22 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成24年度むつ市一般会計補正予算)
- 第23 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市税条例の一部を改正する条例)
- 第24 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)
- 第25 報告第12号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市半島振興対策実施地域に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第26 報告第13号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過疎地域における固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第27 報告第14号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(むつ市承認企業立地計画に従って設置される施設に係る固定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正する条例)
- 第28 報告第15号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第29 報告第16号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第30 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市一般会計補正予算)
- 第31 報告第18号 専決処分した事項の報告について  
(和解及び損害賠償の額を定めることについて)
- 第32 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについて  
(平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算)

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（23人）

1番	上	路	徳	昭	2番	横	垣	成	年
3番	工	藤	孝	夫	4番	佐々	木		肇
6番	目	時	睦	男	7番	村	川	壽	司
8番	佐	賀	英	生	9番	東		健	而
10番	石	田	勝	弘	12番	斉	藤	孝	昭
13番	濱	田	栄	子	14番	浅	利	竹	二郎
15番	中	村	正	志	16番	半	田	義	秋
18番	大	瀧	次	男	19番	富	岡		修
20番	佐々	木	隆	徳	21番	富	岡	幸	夫
22番	鎌	田	ちよ	子	23番	菊	池	光	弘
24番	岡	崎	健	吾	25番	白	井	二	郎
26番	山	本	留	義					

欠席議員（3人）

5番	川	下	八十	美	11番	菊	池	広	志
17番	村	中	徹	也					

説明のため出席した者

市長	宮	下	順	一郎	副市長	新	谷	加	水
教育長	遠	島		進	公営企業 管業者	遠	藤	雪	夫
代査委員	阿	部		昇	総務政策 部 長	伊	藤	道	郎
財務部長	石	野		了	民生部長	松	尾	秀	一
保健福祉 部 長	花	山	俊	春	経済部長	澤	谷	松	夫
建設部長	鏡	谷		晃	川内庁舎 所 長	松	本	大	志
大畑庁舎 所 長	畑	中	恒	治	脇野所 舎 長	猪	口	和	則
会管総政理 出納室 長	鹿	内		徹	選挙管理 委員会 長	氣	田	憲	彦
監査委員 局長	星		久	南	農委 事務局 長	山	口	勝	美

教育部長	奧川清次郎	企業長 水道部	齊藤鐘司
総政推進	高橋聖	財政推進	柳谷孝志
民政推進	竹山清信	保福祉推進	古川俊子
建副都課	望月操	教委事務推進	小鳥孝之
総政総務課	川西伸二	財政課	氏家剛
財務課	赤坂吉千代	民生課	畑中秀樹
民環境課	東雄二	保福祉課	赤田貴生
協野業課	杉山直規	協野業課	松原貢
教委事務課	松宮康則	教委事務課	山崎幸悦
総政総主	中村智郎	保福祉課	畑中美雅
建都建主	飛内義雄	総政総主	栗橋恒平

事務局職員出席者

事務局長	柳田諭	次長	濱田賢一
主幹	佐藤孝悦	主任主査	小山睦
主査	村口一也	主査	山本翼

## ◎開議の宣告

午前10時00分 開議

- 議長（山本留義） ただいまから本日の会議を開きます。
- ただいまの出席議員は23人で定足数に達しております。

## ◎会議録署名議員の追加指名

- 議長（山本留義） この際、会議録署名議員が不在となりましたので、会議録署名議員を追加指名いたします。
- 13番濱田栄子議員を指名いたします。

## ◎諸般の報告

- 議長（山本留義） 議事に入る前に諸般の報告を行います。
- 6月7日市長から、今定例会提出議案の一部に誤謬訂正がありましたが、既に同日各議員に送付しておりますので、ご了承願います。
- 以上で諸般の報告を終わります。

- 議長（山本留義） 本日の会議は議事日程第2号により議事を進めます。

## ◎日程第1～日程第32 議案質疑、委員会付託、一部採決

◇議案第32号

- 議長（山本留義） 日程第1 議案第32号 むつ市新型インフルエンザ等対策本部条例を議題といたします。
- これより質疑に入ります。質疑の通告がありま

せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

- 議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第32号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第32号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第33号

- 議長（山本留義） 次は、日程第2 議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

- 6番（目時睦男） 議案第33号 むつ市みどりのさきもり館条例について、2点にわたって質疑をさせていただきたいと思えます。

1点目は、この条例を見ますと、施設の供用目的及び学習活動、交流、集会などへの利用を考えている条例内容になっているわけではありますが、これらのことを考え合わせるときに、閉館時間の午後5時という条例の内容について考えてみた場合には、私なりの理解としては、利用ニーズを考えたときに、閉館時間は早いのではないのかと、このような感を持つわけではありますが、閉館時間を午後5時にした理由についてお聞かせを願いたいと思えます。

2点目は、条例の中で使用料は無料とするという内容になっているわけではありますが、ただ営利を目的としない利用での使用料徴収はどのような場合を想定しているのか、あわせてこの2点についてお聞かせを願いたいと思えます。

以上です。

- 議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 目時議員のお尋ねにお答えいたします。

まず1点目の施設の供用目的及び学習活動、交流、集会等への利用を考え、閉館時間の午後5時は早いのではないかとと思われるが理由はという趣旨だったと思います。これにつきましては、これまでの学習センターでの実績を考慮したうえで、通常時の利用時間は午前9時から午後5時までで差し支えないものと判断し、閉館時間を設定したものでございます。閉館時間外になるような学習、交流、集会等のご利用につきましては、内容を精査したうえで臨機に対応したいと考えております。

続きまして、2点目の使用料を無料とする理由は何か、また営利を目的としない利用の使用料徴収はどのような場合を想定しているのかについてでございますが、従前の学習センターは年間3,500人程度の利用者がありましたが、社会教育機関や公共的団体等であり、使用料が全て無料として減免措置されておりましたことから、みどりのさきもり館につきましても、ほぼ同様の利用形態になることが想定されるため、営利を目的としない利用につきましては、原則使用料は無料といたしました。当施設は、市民の学習、交流、集会、育苗及び植栽の体験が主な目的で、市民のまちづくり活動を支える場としての機能や学習機会の場でありますので、これらの目的とは異なる場合としては、特定の政党、利害に関する事業のために使用するときや、特定の宗教行事等のために使用するときなどを想定しております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。それで、児童・生徒の学習活動に供用するという部分については、私は考え方として無料ということは当然考慮すべきという考えを持っているわけであり

が、しかし一般の方々、団体等は、条例の内容からしますと、交流、集会など、こういうふうなことをうたっているわけであります。そういう意味からしますと、私なりの理解としては、地域の方々、また各種団体の方々がこのみどりのさきもり館を利用して集会とか交流を深めると、こういう利用もあるのだろうという理解の中でいった場合に、夜間にそういう集会等で利用したいという方々が当然出てくるのだろうと。こういうことから、先ほどの午後5時という、そういう状況を考え合わせたときに、5時という部分については早いかかと、こういうふうに思うわけで、端的に言いますと、児童・生徒への施設の利用だけに限定しての考え方なのかどうか、その点について再度お聞かせを願いたいと思います。午後5時という考え方については、先ほどの部長のお話でいいますと、学習センターのこれまでの実績からいって、こういう時間帯の設定で問題がないという理解をしているというようなことでありますが、再度お聞きをしたいと思います。

2点目の部分については、それぞれの利用者の負担を軽減するという部分については、他の施設も含めて私は考え方として無料にできればという考えはあるわけでありますが、しかし例えば来さまい館とか他の施設、下北文化会館等々も含めたそれぞれの市の公共施設についてはほとんどが有料で設定しているわけです。そういう意味からしますと、この部分については、無料という考え方については否定をすることではないのでありますが、他の施設のバランスを考えたときに、こういう無料という部分についてはどういう、限定をしていることでの利用限定の考え方なのかどうかも含めて再度お聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 1点目の再質疑に関してお答えいたします。

先ほども実績を申し上げましたが、再度平成23年度、平成24年度においての時間外の利用についてもなかったことをお伝えして、当面の間、これはこのような運用で、内容を精査したうえで臨機に対応したいという方向でまいりたいと思います。

あと利用者の軽減ということ考えた場合、使用料無料ということはいいのではないかといいながらも、一部ではそういう利用料を徴収しているものもあるのではないかというお話だったと思いますが、この施設そのものがそもそも学習等併用施設という補助金をいただいて建設したという経緯を踏まえ、まだその補助金が現前として生きている状況の中なものですから、その範囲内でするだけ軽減した形で社会教育機関や公共的団体、今までの実績からいっても、そういう団体が主だったわけですので、継続してその趣旨に沿った形で原則無料としたいというふうな考えでございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 再三済みませんが、端的な質疑をさせていただきたいのですが、先ほど私がお聞きしたのは、児童・生徒に限定をした利用なのか。私は、補助金なりそういうようなことで、今部長がおっしゃった部分についてはわかるのですが、例えば一般の方々が生涯学習としてその施設を利用するという場合に、夜間に生涯学習の集会とか交流とかという施設の利用という部分もあるのかなという思いも含めて、再度その点についてお聞きをしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 申しわけありません。児童・生徒の利用に限定したのではなく、これまで例えば踊りの練習やらストレッチ体操、会合等、あるいはダンスの練習、花見の際の控え室等で使われてきております。そのほかとしては卓球

をしたりとか町内行事、劇の練習等も含めて、利用形態としては先ほどから説明しているとおり、時間外の利用者はなかった、平成23年度、平成24年度もなかったということでございまして、これからの利用に関しても形態は踏襲するということになりますので、現在のところ時間外の利用に関しては申し込み時のそういう内容を精査したうえで必要であれば臨機に対応していきたいと。花見時期に関しましても、実際は臨機に対応しております、それは特定の時期だけということになりますけれども、対応してきておりますので、そのような取り扱いにしたいというふうに考えております。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） このみどりのさきもり館をいろいろリフォームとかしたと思うのですが、その整備費は幾らであったかということと、これを維持管理するのに人は何人配置をして、その維持管理費、年間どのくらいか。ちょっと平成25年度の予算書を見ると1,442万円ということですが、これは多分途中からの維持管理費かなというふうに思うので、年間どのくらいかということと、あとこれは直営でやるのか、もっと別の形態で管理するのかということもお聞きしたい。

最後ですが、今までもちょっと目時議員の中でも出ましたけれども、利用者は何人ぐらい見込んで、何か無料の施設だということですが、有料の部分もあるので、収入はどのくらい見込んであるかというのをちょっとお聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

1点目の整備費は幾らかということについてお

答えいたします。施設改修費につきましては、建築工事9,082万5,000円、機械設備工事3,202万5,000円、電気設備工事1,182万3,000円、計1億3,467万3,000円となっております。そのほか今年度743万4,000円の備品を整備しております。

2点目の人は何人配置し、維持管理費は幾らで、直営での管理かについてお答えいたします。通常の施設管理にかかわる人員配置につきましては、市が雇用する臨時職員1名で対応してまいりたいと考えております。施設の維持管理費にかかわる経費は、備品購入費を除く臨時職員賃金、電気料、水道料、消耗品、委託料、電話料等通年の維持管理費として698万6,000円を見込んでおります。また、管理形態につきましては、当面の間、直営で行ってまいりたいと考えております。

3点目の利用者は何人で、収入はどのくらい見込んでいるのかについてでございますが、利用人数、使用料金、収入とも従前の学習センターの実績を参考にしており、利用人数につきましては年間3,500人程度、使用料収入につきましては、使用者が社会教育機関や公共の団体等であったため使用料が全て無料として減免措置されておりましたことから、みどりのさきもり館につきましても、ほぼ同様の利用形態になることが予想されるため、使用料につきましては当面見込まないことといたしました。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） 当面直営でということですが、今までの説明だと教育施設という説明がかなりあるのですが、予算書を見ると土木費のところには予算が計上されているのですが、ちょっとそこところを確認させていただきたいのですが、今までは教育費のほうの予算書の中にたしか計上されていた部分だと思うのですが、そこところ、ちょっと説明をお願いしたいと思います。

土木費のほうに予算が移ったそういう理由、よろしくをお願いします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねについてお答えいたします。

教育費のほうから土木費に移った理由はということでございますが、これまで学習センターにつきましては、教育委員会で管理をしておりました。水源池公園の管理としては建設部で対応しておりましたが、施設そのものに関しましては、教育委員会で管理しておりました。しかしながら、今回の改修工事において、この中に公園の管理室やら設けることになったものですから、主体は建設部であろうというようなことで所管をかえたものでございます。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） このみどりのさきもり館は、一応臨時職員1名配置するという、この中身ですが、今までの説明だと、このみどりのさきもり館に1人いて、しかも公園の維持管理もやるとかというふうな説明もあったので、実際1名で逆足りかなというのをちょっと疑問に思ったものですから、そこところのもうちょっと詳しい、1名で本当に足りるのかなというふうに思うのですが、しかも今まで学習センターにたしか1名それぞれ配置して管理していたかと思うのですが、その方が引き続き雇用されてという形になるのかどうかということも含めてちょっと説明をお願いしたいと思います。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまのお尋ねにお答えいたします。

1名で足りるのかというようなお尋ねでございましたが、施設の管理、このみどりのさきもり館の管理につきましては1名で当たると、あとは情

報の伝達等に関してもこの1名で当たるわけなのですが、公園そのものの管理につきましては、シルバー人材センターと委託契約をしております、公園の管理はそちらのほうにお願いをしております。

（「今までと同じ方ですか」の声あり）

○建設部長（鏡谷 晃） 採用された人に関しましては、同じ人ではございません。

以上でございます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

次に、15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 北の防人大湊地区整備事業につきましては、昨日財務省のほうから、これに関する土地や建物のほう、売り払いを認めるというふうな答申が出たということで順次進んでいくというふうに思っております。

まず最初に、このたびのみどりのさきもり館を初めとしまして、今後整備されます北の防人大湊安渡館、壺番館、弐番館、海望館など平成27年度までに整備されるわけではありますが、いま一度大きな意味でこの整備事業の目的とか意義とか、将来的にはむつ市にとってどのような場所になるのかということをご説明願いたいと思います。

次に、休館日についてであります、施設の特徴からいって、またこれらの全ての施設整備が終了したときに、それぞれの施設に対しまして、休館日はあっていいと思うのであります、ここ整備が終了しますと、恐らく365日、一年中人が訪れる場所になろうかと思えます。整備が全部終了したときの休館日についてのあり方、全ての施設が休みになる日があってはどうかと思えますので、そこら辺の考え方をお聞きしたいと思います。

次に、みどりのさきもり館という名称についてであります、この名称につきまして、その決定

までのプロセスはどうであったのか。ワークショップなどで検討したりしたのか、また加えてそのほかの安渡館でありますとか、壺番館についても同様だったのか、その点についてお答えを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 北の防人大湊地区整備事業、この事業の目的、意義と、そういうふうなことについて、まずお答えをいたします。どういう、そして全体的にどういうふうな場所になっていくのかということでございます。

この事業は、中村議員既にご承知のとおり、今から3年前だったでしょうか、水源地堰堤が国の重要文化財、これに指定されました。この部分において、やはり歴史を大切に、そしてそういうふうな構築物、国の重要文化財指定を受けるようなそういうふうな財産がむつ市にあるというふうなことを再認識するに至りました。そういうことで、この歴史の部分大切にしていかなければいけない、そしてこれを将来しっかりと保存し、そして整備をして将来に伝えていかなければいけない、そういうふうな思いに至ったところでございます。その中では、旧大湊水源地水道施設、そしてまた石造建造物、こういうふうなものを生かして、大湊地区はもう100年を超える旧海軍、そして及び現在の海上自衛隊というふうな形の中で、非常に濃厚なつながりがあったわけでございます。かつては大湊地区8万人、10万人とも、大湊町にです、そういうふうな人口が所在したというふうなこともあります。そういうふうな中で、その歴史を感じる町並みへと整備して、子供から高齢者に、そしてさまざまな多くの方々の交流人口を増加していきたいと、こういうふうなためにその環境を創出していかなければいけないだろうと。そしてまた、堰堤もこれを整備して、周辺の水源地公園もバリアフリー化し、そして障害者の

方々にも優しい環境づくり、これをしていかなければいけないというふうな思いに至り、地元の方々を中心としてワークショップを開催して、こういうふうな整備計画に至ったというふうなことでございます。この部分においては、市民協働参画と私がお話を常にさせていただいております、そういうふうな部分でのかなりの部分がワークショップ、そしてまた市民の方々のご意見を賜り、こういうふうな形になったということでございます。今後大湊高校の旧女子寮、それから市の収蔵庫、そしてそういうふうなものが今後整備をされて、観光客、そしてまた地域の交流の場所、幼い子から高齢者の方々が緑に親しみながら歴史を感じるというふうな環境を創出していきたいと、このように思います。

そしてまた、今般完成いたしましたみどりのさきもり館、この隣には観光交流センター、これを新築整備いたしまして、この部分においてお土産を販売する場所だとか、そして観光情報を発信する場所、こういうふうなものも考えておりますし、上のバイパスのすぐそばに展望台を設置いたしまして、展望タワーと、タワーまではいきませんけれども、展望台をつくりまして、3階建てくらいになるかと思っておりますけれども、あの芦崎、ジオサイトの一つでもあります芦崎のあの砂州、それをごらんいただくような、そしてまた海上自衛隊の出船、入り船、そういうふうなものをごらんいただくような形、非常に大きな夢を持ってこの構想を進めていきたいと、このように思っております。

そういうことで、この防人というふうな、この名称につきましては、市民協働のまちづくりとしてワークショップを開催し、平成22年7月から計10回にわたり開催して検討してまいりました。この名称につきましても、ワークショップメンバーと関係部署から名称を募集し、その中から選定を

したと、選定に至ったというふうなことでございます。

そしてまた、みどりのさきもり、この部分においては、先ほど来、今お話をしましたように、環境を守っていく一つのこの部分においては緑を守る、そしてまた市民協働でのというふうな思いがこの館名にこもっていると、私はこのように思います。つまり緑を守る水源池公園のみならず、そこから発信をしてこのむつ市、そしてまた下北の緑を守るシンボリックな名称になったものではないかと、このように思います。このことは、常々お話をしておりますネクスト50に向かってのそのイメージをつくり上げていくための拠点施設、そういうふうなことになるように我々は努力をしていきたいと、このように思いますので、ご理解をいただきたいと、こう思います。

その余につきましては、担当からお答えいたします。

○議長（山本留義） 建設部長。

○建設部長（鏡谷 晃） ただいまの市長の答弁に補足して説明を申し上げます。

休館日についてお答えいたします。学習センターの休館日でありました木曜日からほかの施設の休館日を参考に、月曜日に設定したいと考えております。ただし、当該周辺は国の重要文化財として指定を受けた旧大湊水源池水道施設や石造建造物などがあり、桜まつり期間等、利用者の増加が予想される場合には、休館日でも開館する方向で考えております。

また、今後整備が予定されている施設の休館日の取り扱いにつきましては、関係部署と協議を重ね、北の防人大湊における有効利用を考慮しながら検討していく必要があるものと考えております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 今市長からも、るる説明をいただきました。

そうしますと、まず休館日のほうなのですが、現時点では整備が全部済んだ時点での形というのはまだわからないのだろうとは思いますが、やはり場所柄からいって、全ての施設が一斉に休みになるということは考えられないと思いますので、その辺については整備全部終了するまでにいい形をつくっていただきたいというふうに思います。

あとこの整備が全部終了したときに、この場所というのは最終的にはどのような名称で呼ばれることになるのでしょうか。水源池公園なののでしょうか、それとも北の防人何たらかんたら公園というふうになるのでしょうか、そこら辺は考えていますでしょうか。

どうして名称についてお聞きするのかというのは、今市長からもちょっと説明あったのですが、私自身この「防人」という言葉にちょっとマイナスのイメージを持っておりまして、市長は十分ご存じだと思うのですが、歴史的なことを言いますと、この防人というのは、663年に百済救済のために出兵した白村江の戦いで、唐、新羅の連合軍に大敗したことを契機に九州沿岸の防衛のため設置された辺境防備の兵のことですよね。この任期は3年でありまして、防人のほとんどが都より遠く離れた東国より徴兵をされております。食糧や武器も自前で行っていただきました。そして、この3年の間で、兵役の間でさえも、そのほかの税は免除されておりません。非常に重い負担だったのだろうと思います。それで、またこの3年の任期が終わって帰郷するときも、途中で残念ながら命を落としたりする人も少なくなかったそうでございます。また、万葉集にも防人について歌われている歌がたくさんありますが、そのほとんどは家族との別れについてなど哀愁に満ちた悲しい歌ば

かりでございます。先ほど市長が話した市民の憩いの場、あるいは観光、地域交流の場としての明るいプラスのイメージにちょっと私は防人というのはどうしても結びつかないと思うのです。その辺について、再度市長のお考えをお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 防人のイメージ、非常にマイナスイメージではないかというふうなご趣旨のご発言でございますけれども、防人は今中村議員六百数十年、白村江の戦いというふうな形での当時の政権が大和朝廷になりますか、奈良時代の、そういうふうな形の百済に出兵して云々というふうなことで敗北をしたというふうな、そういうふうなイメージをお持ちになる方は、非常に歴史に造詣の深い方だと、私はそういうふうに感じます。そういう意味では、防人というふうなこと、これは実際北洋館の前に「北の防人」というふうな石碑がございます。そして、このイメージをそのまま、今から1,500年、千数百年前のそういうふうな形のイメージではなくて、やはりこの防人は1回目の派遣ではそういうふうな形になりましたけれども、その後国を守っていくというふうな形に変化してきているのではないかと、私はそういうふうな認識を持っております。北九州のほうに派遣をされ、そしてその中では万葉集でも歌われて、巻14とか、そのあたりですか、万葉集の中で歌われており、そして家族との離別、そういうふうなところ、悲しさあふれる、そういうふうなものも私は重々承知をしておりますけれども、そういうふうなところのイメージではなくて、国を守るというふうな、そういうふうなイメージをこれから我々は持っていかなければいけないのではないかと。そういう意味で、北洋館の前に「北の防人」というふうな揮毫された石碑も建っておるわけでございます。

そしてまた、みどりのさきもりというふうな、これはまさしく緑を守っていくと、そういうふうな思いで命名されたというふうなことでございますので、マイナスイメージを捉えるのではなく、そのイメージが転化して変わってきているのではないかと。最近では、さだまさしも何かそういうふうな、ちょっと悲しげな歌を歌っているようでございましたけれども、そういうふうなことで、私たちは北の防人、これは防衛の部分において北東北3県、そして北海道海域を守ってくれている海上自衛隊、そして航空自衛隊、そして陸上自衛隊、さまざまなそれぞれの立場で国防という、国民の生命と財産を守るために日々努力をしているというふうな防人もここにおいでになるわけでございますので、それらとあわせて守っていくというふうな、攻めていって負けたということではなくて、これから守っていくのだというふうな一つのシンボリックな意味での捉え方をさせていただきたいと、このように思います。

それから、北の防人大湊、この計画、さあ大湊水源池、どういうふうな名称になっていくのかというふうなことのお尋ねでございますけれども、あくまでも都市公園としての水源池公園でございますので、この名称をしっかりと伝えていかなければいけないし、厳然としてその名前を使うことになります。ただ、その一部、そういうふうな中に公園の環境の中に北の防人大湊計画を進めてみどりのさきもり館とか、まだ仮称でありますけれども、安渡館、そしてまた何とか壺号館だとか、北の防人壺号館だとか、そういうふうなネーミングになっていくものと、このように思っております。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） 市長のおっしゃることは十分わかっておりますし、この「北の防人」という言葉は、キャッチといえますか、非常に人々に伝わ

りやすいという面もございます。ましてや今市長もおっしゃったとおりに、海上自衛隊との結びつきというのも非常に表現できる言葉で、私マイナスのイメージと言いましたけれども、そういう意味ではたくさんの方にすぐに覚えていただきやすい名称だとも思いますので、名前につきましては、これ以上市長とは議論はいたしませんけれども、できれば最終的には水源池公園ということですが、でもこれは多分多くのむつ市を初め市外の方々、あるいは観光にいらしていただける方々にも宣伝することになると思いますので、この「北の防人」という言葉をどこかできちんとした形で使っていただければなというふうに思いますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第33号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第33号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第34号

○議長（山本留義） 次は、日程第3 議案第34号むつ市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 1点だけお尋ねをいたします。この条例は、予防接種健康被害調査委員会の委

員の報酬の額を改正する条例であります、内容を見ますと、現在までの条例、日額7,500円が改定によって1万5,000円、2倍に一気に引き上げと、こういう内容での条例改正であります。そういう中で、その額の改正を2倍にしなければならない根拠と理由をお知らせ願いたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

予防接種健康被害調査委員会条例は、昭和63年4月に施行されましたが、その後これまでの25年間、健康被害に該当すると思われる事例が発生しなかったため開催された経緯がなく、報酬額につきましても応分の改定がされてこなかったものであります。今回委員会を開催するに当たりまして、委員5名のうち報酬支払い対象となる4名が医師でありまして、現行の下北圏域介護認定審査会及び下北圏域障害程度区分認定審査会委員であります医師の報酬額との均衡を図る観点から報酬額の見直しをすることとしたものでありますので、ご理解賜りたいと存じます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の部長の答弁からしますと、これまで昭和63年以降、条例制定してから委員会の開催はしてこなかったと、こういう中で、他の条例の報酬額との見合いの中で1万5,000円に改定をすると、こういうようなことであります。若干関連しますが、この予防接種健康被害調査委員会の開催の機会がなかったから開催をしてこなかったのか、そしてまた今後は開催が、今風疹等の部分についても我が市として予防接種を制度化してきているわけでありまして、そういう点との見合いも含めてこの改定ということなのか、内容についてお知らせを願いたいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） お答えいたします。

昭和63年に条例をつくりましてから、実際のこの

健康被害ということは起きていなかったわけでございます。今回、昨年結核予防接種、いわゆるBCGを行った乳児に副反応と思われる症状があらわれ、それによりまして予防接種と健康被害の因果関係について調査などをするために、むつ市においては初めて開催されるということになったわけでございます。

今後のことですが、確かに風疹、今こちらのほうでも全額助成しながら予防接種を行っております。その他十数種類にわたりまして予防接種を行っておりますので、そういう関係上、今後出てくる可能性はありますけれども、全国的な事例を見ますと、全国的にもこういうふうな委員会が開かれるというケースはまれなようでございます。県内におきましては、平成21年の平川市、その前は平成10年の青森市までさかのぼるというふうな状況でございますので、今後におきましてもそう頻度の高い状況で開かれることはないものと考えております。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 質問内容は、目時議員と同じ内容でしたので、私の質問は取り下げさせていただきます。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第34号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第34号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第35号

○議長（山本留義） 次は、日程第4 議案第35号  
むつ市分収林設定条例の一部を改正する条例を議  
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第35号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第35号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第36号

○議長（山本留義） 次は、日程第5 議案第36号  
むつ市観光遊覧船条例の一部を改正する条例を議  
題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
すので、順次発言を許可します。まず、6番目時  
睦男議員。

○6番（目時睦男） 1点だけお尋ねをいたします。

この条例の改正は、観光遊覧船の有効活用を図  
ると、こういうようなことの意味合いの中で、航  
路、そしてまた運航について臨時運航を可能とす  
ると、こういう趣旨での改正であります。お尋ね  
をしたのは、これまでの運航状況等を含めて臨  
時運航を可能としなければならない具体的なニー  
ズがあったのかどうか。ニーズがあるから改正を  
するのだろうという理解もするわけですが、ど  
のような場合を想定してこの条例改正なのか、  
具体的な内容についてお知らせを願いたい  
と思います。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） お答えいたします。  
観光遊覧船「夢の平成号」は、現在脇野沢港—

仏ヶ浦港間の往復を定期航路、貝崎周辺を不定期  
航路として事業認可を受け運航しているところ  
であります。本観光遊覧船は、海上観光の振興と地  
域活性化を図るためを目的としており、条例の一  
部を改正し、観光遊覧船のさらなる有効利用を図  
るためのものであります。

臨時運航に当たりましては、観光事業や観光団  
体などの求めに応じた湾内のイベントへの運航を  
考えております。さらに、臨時運航に当たりまし  
ては、定期航路のあいている時間に、団体の求め  
に応じた形での臨時運航ということを考えており  
ます。

ニーズがあったのかということのお尋ねです  
が、さらなる観光振興のために、今のところはニ  
ーズ、聞こえておりませんけれども、これに向け  
た動きというものを募集していきたいと考えて  
おります。ただし、他民間会社、民間の船のほう  
になります。そちらのほうで当市の「夢の平成  
号」を借りて青森の花火ツアー観覧のほうで対応  
していた経緯があります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） わかりました。1点だけ再度  
お尋ねをするのですが、事業認可との関係です。  
航路について、臨時にこちらのほうで航路を設定  
できるということが事業認可との関係につ  
いてはどうかお聞きをします。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） 事業認可と法律と  
の関係になりますけれども、定期航路のほか臨時  
運航となりますと、1カ月前までに東北運輸局の  
ほうへ届け出て、うちのほうの事業的には届け出  
で済むという回答を得ております。

以上です。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を  
終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） この「夢の平成号」の収支の状況をお聞きしたいと思います。3年分ぐらいの収支、どのようになっているのかというのを教えていただければと思います。また、赤字になっているのかなというふうなイメージもあるので、お知らせ願いたいと思います。

それと、この船は年間何日くらい運航しているものなのか、実態もお知らせいただければと思います。

以上です。

○議長（山本留義） 脇野沢庁舎所長。

○脇野沢庁舎所長（猪口和則） お答えいたします。

観光遊覧船「夢の平成号」の平成22年度から平成24年度までの3年間の収支についてであります。平成22年度は支出額722万8,337円に対し、収入額292万2,151円、平成23年度の支出額は602万7,244円に対し、収入額が172万2,430円、平成24年度は支出額633万1,083円に対しまして、収入額が237万6,365円となっております。

次に、年間の運航状況につきまして、毎年4月中旬から10月中旬までの6カ月としており、何日運航しているのかのお尋ねですが、1日2往復しておりますことから、年間の便数でお答えさせていただきます。過去5年間の数値でお答えさせていただきます。

平成20年度145便、平成21年度144便、平成22年度129便、平成23年度89便、平成24年度109便となっております。

以上です。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） お聞きになったとおり、なかなか収支という意味では厳しいものがあるかと思えます。そういう意味では、今回の有効活用ということで、少しでも収入が上向いてほしいなと思うのですが、そもそもこういう臨時運航してもプ

ラスにはならないかなというふうに思うのですが、総合的にお聞きしたいのですが、やっぱりこういう状況を改善というか、そういう形で議論されているものかどうか、これはもう仕方ないと、このぐらいの赤字は仕方ないから、これからもずっと継続していくのだという方向性なのかどうか、そこのところ、ちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） ただいまその収支の状況をお伝えして、このままでいいのかというふうな趣旨だと思いますけれども、このままではよくないと、このように思います。つまりそういう意味で、今さまざまな有効活用を図っていかうというふうなことをございます。しかし、相手は自然が相手でございます。安定した運航と、規模も小さいわけでございますので、風が吹く、波が高いと、こうなりますと、運休というふうな形になります。しかしながら、その合間を縫ってでも、幾らかでも赤字を圧縮していかうというふうなこの部分に取り組む必要があります、横垣議員もそういう意味では定期運航以外のご利用を、さまざまな形でほかの方々にもご推薦をいただき、1カ月前に申し出いただきますと、それが許可されるわけでございます。しかし、1カ月後の天気はわかりません。そういうふうなところの非常に不安定な部分があります。しかしながら、この部分は合併以前から引き継いでいるというふうなことで、また船体もまだまだ使えるというふうな、ただエンジンのほうは、かなり傷んできております、二十数年たっておりますので。そういうふうな部分で対応していかなければ、それは将来にわたって判断をしていかなければいけないものと、このように思えます。

私自身、個人的なお話をさせていただきますけれども、議員になる前に旧脇野沢村からこの「夢

の平成号」を借り上げまして花火大会に2回行きました。浅虫の花火大会は、大雨で全く雲の中で見えませんでした。陸奥湾でのナイトクルージングを、これを計画してやりました。そのときには、個人的なつながりの中でやったわけでございますけれども、非常に高い評価をいただいたというふうな記憶がございますので、横垣議員も党か何か、そういうふうな形の中でご利用いただければ、それが赤字を少しでも減らしていく手法になっていくものではないかと思っておりますので、ご協力をお願い申し上げます。

○議長（山本留義） これでは横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第36号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第36号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第37号

○議長（山本留義） 次は、日程第6 議案第37号 工事請負契約についてを議題といたします。

本案は、脇野沢赤坂地区不法投棄廃棄物撤去工事に係る工事請負契約を締結するためのものです。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので、順次発言を許可します。まず、6番目時睦男議員。

○6番（目時睦男） 議案第37号 工事請負契約についてでございますが、2点について確認をさせていただきたいと思っております。

いよいよ脇野沢の不法投棄が撤去に至ることについては、住民のこれまでの心配を解消し

ていく、こういう意味では多額の費用を見込んであるわけですが、今回撤去にかかる、ということでもあります。それで、確認でございますが、2点でございます。

1つは、これまでのこの事案での議論の中で、ホタテ貝殻等の有価物については分別処理をする。要するに有価物については収入に見込んでいくというようなことを答弁の中でされているというふうなことで理解しています。今回の請負契約の中身の中でもそういう工事内容が見込まれているというようなことで理解をさせていただいております。

2つ目は、ほとんどのものが私の理解としては産業廃棄物だろうと、こういうふうなことで理解をするわけですが、当然産業廃棄物の処理に当たっては産業廃棄物処理場に運搬処理をしなければならないというふうなことになるわけです。そういうふうなことから、この産業廃棄物については産業廃棄物最終処分場に運搬するという工程の中での契約なのかどうか、この2点についてお尋ねいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） 目時睦男議員のお尋ねにお答えします。

2点ほどの趣旨かと思いますが、まずお尋ねの1点目、ホタテ貝殻等の有価物の分別処理につきましては、この契約上では最終年度、廃棄物の撤去後に一時保管場所へ運搬する内容となっております。また、売却等の料金については、この部分については入っておりません。

それから2点目です。不法投棄された廃棄物は、その多くが旧脇野沢村により家庭ごみとして収集運搬された一般廃棄物でございますので、基本的には一般廃棄物として処理いたします。また、明らかに産業廃棄物と判別されるものにつきましては、産業廃棄物として処理を行い、また家電リサ

イクル対象製品等はそれぞれ専門の処理施設へ運搬するということになります。

以上でございます。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） さきの答弁の中で、一般廃棄物あり、産業廃棄物あり、今部長がおっしゃった家電品もあるかもわからないということで、いろんなことが想定されているというようなことであります。いろいろ現地というか、地元の状況の中で耳に入ってくるのは、建築廃材も埋め立てられているというような話も我々の耳の中に、不確定ではありますが、入るわけであります。そういう建築廃材は当然産業廃棄物ですから、産業廃棄物処理場に運搬をするということの理解をしているわけでありますが、再度その点について。先ほどの部長の答弁は、ほとんどが一般廃棄物だという答弁でありますから、その量の比率は掘って見なければわからないかと思いますが、この点について再度ご答弁をお願いいたします。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） これまで大変長い期間にわたりまして、この事案が発覚いたしましてから、住民の方々、周辺の方々にご心配とご迷惑を、そしてまた議会のほうにも多大なるご不安を与えたということは、この場をおかりいたしまして、おわびを申し上げますけれども、ようやくこの形で撤去作業が始まるということに至ったわけでございます。先ほど部長の答弁に、ほとんどが旧脇野沢村により家庭ごみとして収集運搬された一般廃棄物であると。ほとんどがでございます。そこには、この事業を開始する前にボーリング調査をいたしました。その部分でも一般廃棄物と思われるものがほとんどでございます。しかしながら、今目時議員がお話のように、地区のお話ですと、何か建物を解体したものを埋め込んだ、そしてまた埋める前にそこで焼却をしたというふうな情報

も我々もキャッチしております。その部分においては、当然ほとんどが一般廃棄物でありますけれども、それ以外のものも入っていると、こういうふうな認識をしております。ダイオキシンが一時お騒がせをしました。その部分においては、焼却をしたというふうな中での原因であろうと、このように推測をしておりますけれども、やはりこの前からお話しておりますけれども、あけてみなければわからない状況、そういうふうな非常に違法な処理をしていたということでございますけれども、これはしっかりと対応していかなければいけないものと、このように思っております。つまりほとんどが一般廃棄物であろうと、これは推測でございます、ボーリング調査をした結果。ただ、そのほかにも入っているだろうと。さまざまなものが入っているといううわさは、私には届いておりますけれども、これはふたをあけてみなければわからない。それぞれ出たときには、その対応をしっかりとしていかなければいけない。一般廃棄物なのか、産業廃棄物なのか、そういうふうなもののはしっかりと仕分けをして処理に向かっていきたいと、このように思っております。

○議長（山本留義） 6番。

○6番（目時睦男） 今の市長の答弁でわかりました。

確認ではありますが、この選別処理運搬という部分については、特記仕様書なりそういうことで契約の中に明示をしているということの理解でよろしいのでしょうか、お願いいたします。

○議長（山本留義） 民生部長。

○民生部長（松尾秀一） お答えいたします。

まず、おおむねそのとおりでございます。

○議長（山本留義） これで目時睦男議員の質疑を終わります。

次に、2番横垣成年議員。

○2番（横垣成年） 今回のこの撤去工事ですが、

一応2億7,000万円と。当初5億円、6億円とかという話が出たときは、大変びっくりしたのですが、そういう意味ではかなり抑えられた金額となって、ほっと安心をしているところですが、結構そういう意味で抑えられているのですが、途中で、それこそ何が出てくるかわからないという答弁がありますものですから、工事費が途中で膨らむという可能性はないものかどうかというのを確認させていただきたいと思います。

それと、逆にこの2億7,000万円という形で抑えられているので、これを超えたら業者が自分で自腹を切らなくては行けないというふうなことになるときに、先ほど分別、選別撤去という話が出ておまして、その分別するところを、ちょっといい言い方ではないですが、手抜きをして、分別しないでどんどんもうトラックに積んだほうが安上がりなのですよ。そういう撤去工事になってしまう可能性はないものかどうか、このところをちょっと確認させていただきたいと思います。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 5億円でびっくり、2.8億円で一安心というふうなお話でございませうけれども、2.8億円でも我々にとってはびっくりでございませう。そういうふうなことで、当初この事案が発覚をした際には、4億円、5億円、6億円、7億円、そういうふうな形の数字がさまざまにぎわせたところでございませうけれども、詰めて詰めてというふうな形、だけれども、これまでさまざまな部分でのキャッピングをしたり、そして矢板で、鋼板で食いとめたり、それから水質調査、検査、こういうふうなものをひっくるめると、本当に多額な財政負担を我々は強いられたわけでございませう。2.8億円でも私はびっくりでございませう。横垣議員は安心ということでお話がありましたけれども、安心をしている場面では私はないものだと。

先ほど来お話をしているように、あけてみて何が出てくるかわかりませう。ですから、この2.8億円がこれからあけてみて、さまざまな部分で我々も立ち会ってやっていくわけでございませうけれども、当然増額される可能性がゼロとは言えませう、私はこういうふうと考えておます。

そして、その中で、手抜きをして分別しない等の撤去工事をしたらどうかというふうなお話で、そういうふうな手法もあるのではないかと、そういうふうなことのご発言がございませうけれども、まさしくそういうふうな精神と申しますか、そういうふうなお考えがあること自体はしっかりと私どもは否定しなければ行けない。そういうふうな形で、まさしく脱法的な、違法的な行為をした結果がこういうふうな形になったわけでございませうので、手抜きをなささいというふうな、いかにもそういうふうな暗示、サジェスチョンをするようなご発言は私は受けとめることはできません。しっかりと法にのっとりた形で分別し、そして処分をしていくのが行政としてのあり方というふうなことでございませうので、このご発言に対しては私は抵抗させていただきます。はっきりと私どもは、法にのっとりた形の中で処分をしていくということをこの場所をおかりしてお誓いを申し上げ、まさしくそういうふうな形をやると、また後世の人たちが何億というふうなびっくりする事案になるわけでございませうので、しっかりと法にのっとりた形で処分をしていきます。その部分において、増額の可能性がゼロということはなかなか言えませうものと、あけてみなければわかりませうということをお繰り返してお話をさせていただきます。その際は、よろしく願いいたします。ご賛同のことをお願いいたします、このように思っています。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第37号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第37号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

◇議案第38号

○議長(山本留義) 次は、日程第7 議案第38号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団むつ消防団第2分団配備の水槽付消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第38号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第38号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第39号

○議長(山本留義) 次は、日程第8 議案第39号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、むつ市消防団協野沢消防団団本部配備の消防ポンプ自動車を老朽化に伴い更新するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第39号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第39号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第40号

○議長(山本留義) 次は、日程第9 議案第40号 財産の取得についてを議題といたします。

本案は、小形ロータリ除雪車を購入するためのものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第40号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第40号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、産業建設常任委員会に付託いたします。

◇議案第41号

○議長(山本留義) 次は、日程第10 議案第41号 新たに生じた土地の確認についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第41号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第41号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第42号

○議長(山本留義) 次は、日程第11 議案第42号 新たに生じた土地の町名についてを議題といたし

ます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第42号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第42号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇議案第43号

○議長(山本留義) 次は、日程第12 議案第43号町の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。13番濱田栄子議員。

○13番(濱田栄子) この議案第43号は、むつ恐山公園大畑線のかさ上げ工事に関する議案だと思えますが、工期はどのようになっていますでしょうか。これは、もう大分前から県から説明会があって、今工事をしているわけですが、最終工事はどのようになっているのか。また、2015年、薬研温泉開湯400年の時期に向かって、その時期大現場はどういう状況になっていると考えられるか、お知らせください。

○議長(山本留義) 総務政策部長。

○総務政策部長(伊藤道郎) お答えいたします。

議案第43号は、青森県が実施いたしますむつ恐山公園大畑線道路改良工事に伴いまして、農林水産省から県が買い受けた国有林地をむつ市大畑町葉色に編入するために議会の議決をお願いするものでございます。

当該工事の実施主体は青森県でございますが、工期は平成24年度からおおよそ5年程度を目標に事業を進めているとのことでございますが、現段階で完成年度を申し上げることは難しいと伺って

おります。

それから、薬研温泉開湯400年、平成27年の時点で工事現場の状況はどうなっているのかというお尋ねでございますけれども、その時期はまだ工事期間中ということになりますものの、どのように状況になっているかについては何ともお答えできかねるところでございます。しかしながら、下北半島のすばらしい観光地の一つであります薬研へ通じます幹線道路であるということから、一部交通規制はなされるものとは思われますけれども、車両の通行等は確保されるのではないかと考えております。

以上でございます。

○議長(山本留義) 13番。

○13番(濱田栄子) 先ほど市長がみどりのさきもり館条例のところで、歴史を感じる町並みという言葉をお使いになりました。私聞いていて、いやあ、いい言葉だなというふうにとても感動したところでございます。そしてまた、薬研も400年という歴史を持ち、別な意味で歴史を感じる町並みを皆さん努力しながら今つくっているところでございます。先日休会中に私も現場を確認に行ってみました。そうしたら、工事でも自然石を使いながら、ごく自然の川並をまた再現していきたいという思いもよく出ていましたので、工事に関しましては、通行に関しましては、なるべくその時期は、その期間はスムーズな通行ができますよう要望していただきますようお願いして終わります。

○議長(山本留義) これで濱田栄子議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で議案第43号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第43号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第44号

○議長（山本留義） 次は、日程第13 議案第44号 町の区域の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第44号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第44号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

◇議案第45号

○議長（山本留義） 次は、日程第14 議案第45号 青森県市町村職員退職手当組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村職員退職手当組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第45号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第45号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第45号は原案のとおり可決されました。

◇議案第46号

○議長（山本留義） 次は、日程第15 議案第46号 青森県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体数の減少及び青森県市町村総合事務組合規約の変更についてを議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第46号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第46号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

◇議案第47号

○議長（山本留義） 次は、日程第16 議案第47号 平成25年度むつ市一般会計補正予算を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありますので発言を許可します。15番中村正志議員。

○15番（中村正志） 補正予算案につきまして、質疑をさせていただきます。

本年3月21日に奥内地区で発生した火災によります集会所設置のための補助金、また防災行政用無線設備の工事費が計上されておりますが、まず最初にこの火災によります被害状況というのはどのようなものだったのかお知らせください。

また、関連いたしまして、むつ市の無形文化財に指定されております奥内歌舞伎の舞台道具類についても焼失したと聞いておりますので、その被害状況につきましてもあわせてお知らせをください。

○議長（山本留義） 総務政策部長。

○総務政策部長（伊藤道郎） お答えいたします。

火災による被害状況についてでございますけれども、集会所につきましては、木造一部2階建てで、建築面積が約100坪の建物でございましたが、新聞報道にもありましたように、これが全焼となっております。また、集会所敷地内に隣接して設置してありました防災行政用無線設備につきましては、スピーカー及びスピーカー柱を除いた受信機、アンテナ及び放送用マイクが焼損しております。そのほか集会所の中にございましたテーブル等の備品類や奥内歌舞伎の舞台セットについても全損となっております。ただ、幸いにも衣装とかかつらにつきましては集会所外に保管していたというようなことで、これらは被害を免れております。

以上でございます。

○議長（山本留義） 15番。

○15番（中村正志） むつ市の宝の一つであります

奥内歌舞伎に甚大な被害が出たわけでありますが、気がかりなことは、やはりこれによってここまで頑張ってきた奥内歌舞伎が廃れてしまうのではないかと、あるいは最悪の場合、復活できないのではないかと、何よりも地域の皆様の心が折れてしまうのではないかと非常に心配する面が多いのでありますが、今後市といたしまして、この復活に向けた支援についてはどのような考え方を持って取り組んでいかれますか。

○議長（山本留義） 市長。

○市長（宮下順一郎） 当日私も現場を見に行きました。全く柱が一本も残っていない状況でございまして、非常に大きな被害でございました。この部分において奥内歌舞伎、ただちに地元の奥内歌舞伎の会長さんともお会いをし、そしてできる限り我々としては支援をするというふうなお話をさせていただき、そして今回の補正予算、これに至ったわけでございます。

今後奥内歌舞伎、やはりこの部分は、今中村議員のお話のように、この地域のコミュニティーの一つの大きなシンボルでございます。この部分においては、子供たちも一生懸命やり、そして練習をし、そして発表するというふうな形の中で、地域のコミュニティー、非常に見本的なお手本となるような形の、地域コミュニティーのそのすばらしさの発露された伝統芸能、これをしっかりこれまで守ってきたわけでございますので、行政としてもさまざまな形で今後もできる限りの支援をしていきたいというふうなことでございます。

本補正予算が御議決いただいた後に新たな集会所施設というふうなことに、建設に向かっていくというふうなことを伺っておりますので、その建物が完成した暁に、さまざまな形でのご相談を受けて、この行事、この事業を、奥内歌舞伎という一つのシンボリックな事業を我々も支えていきたいと、このように思っておりますので、議員各位

もまたご支援のほどもお願い申し上げたいと、このように思います。

以上です。

○議長（山本留義） これで中村正志議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で議案第47号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております議案第47号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本案は原案のとおり可決することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

#### ◇報告第4号

○議長（山本留義） 次は、日程第17 報告第4号 平成24年度むつ市一般会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第4号の質疑を終わります。

報告第4号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第5号

○議長（山本留義） 次は、日程第18 報告第5号 平成24年度むつ市下水道事業特別会計繰越明許費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第5号の質疑を終わります。

報告第5号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第6号

○議長（山本留義） 次は、日程第19 報告第6号 平成24年度むつ市一般会計事故繰越し繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第6号の質疑を終わります。

報告第6号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第7号

○議長（山本留義） 次は、日程第20 報告第7号 平成24年度むつ市水道事業会計継続費繰越計算書を議題といたします。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第7号の質疑を終わります。

報告第7号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第8号

○議長(山本留義) 次は、日程第21 報告第8号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第8号の質疑を終わります。

報告第8号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第9号

○議長(山本留義) 次は、日程第22 報告第9号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成24年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありませんので発言を許可します。2番横垣成年議員。

○2番(横垣成年) この補正予算の26ページにあるのですが、公営企業費として下北医療センター負担金4億4,226万5,000円ということで、かなり補正額が大きいので、この内訳をお聞きしたいと思います。それぞれ、結局決算の見込みに伴って赤字の負担補填という形のものなのかどうか、よろしく願います。

○議長(山本留義) 財務部長。

○財務部長(石野 了) 横垣議員のお尋ねにお答えいたします。

議員ご承知のとおり、下北医療センターでは平成20年度決算において約59億7,500万円の資金不足を生じ、資金不足比率が51.8%となり、財政健全化法に定める基準値の20%を超えたことから、平成21年度から平成24年度までの4年間で資金不足比率20%を下回ることとした経営健全化計画を策定し、経営健全化団体からの脱却を目指して経営改善に努めてきたところであります。

この資金不足、いわゆる不良債務の解消につきましては、一般会計からの支援がなければ達成できるものではないことから、下北医療センターと構成市町村が一丸となって不良債務の解消に取り組んでおりました。平成21年度で約7億4,900万円、平成22年度で約10億5,000万円、平成23年度では約9億6,400万円を解消し、経営健全化計画に沿った形で不良債務を解消してまいりましたが、むつ総合病院における7対1看護から10対1看護への医療体制の変更等に伴い、経営健全化計画で見込んでおりました平成24年度末のむつ総合病院の黒字額約10億6,000万円が約4億円にとどまる見込みとなったことから、下北医療センター全体での計画達成のため、構成市町村がそれぞれの病院、診療所の不良債務解消の前倒しをこれまでも進めてきたところであります。

平成24年度決算見込みにおいても、計画達成が厳しい状況となったことから、一般会計の決算見込みを勘案しながら、3診療所の不良債務解消分として3億8,526万5,000円の追加の支出を行うことといたしました。

また、むつ総合病院については、決算見込みに伴い、繰り出し基準に基づく救急医療等に係る一般会計負担分5,700万円を追加したものであります。この結果、下北医療センターの平成24年度決

算見込みにおいては、約15億2,500万円の不良債務を解消し、経営健全化団体となる資金不足比率20%を切る14.0%となり、計画目標値であります14.6%を0.6%上回る見込みとなるようであります。

なお、赤字補填かとのこと質問であります、この不良債務を赤字と捉えるならば、赤字解消のための補填措置ということになるかと思っておりますので、ご理解願います。

以上でございます。

○議長（山本留義） 2番。

○2番（横垣成年） おかげさまで14.0%ですか、資金不足比率がかなり改善されたということで、そうしますと、今回今6月にこういう形の補正が出るのですが、例えば来年あたりになりますと、このような大きな金額の負担というのは発生しなくなる予定なのかどうか、そこのところもお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（山本留義） 財務部長。

○財務部長（石野 了） 先ほども申し上げましたとおり、資金不足比率は20%を切って14.0%ということでございますが、むつ市が抱えております3診療所の不良債務額は、平成24年度末でまだ約21億2,000万円ほど残っております。これらの解消も順次進めていかなければならないと考えておりますので、一般会計の決算見込みをにらみながら、引き続き解消に努めてまいりたいと考えておりますので、ご理解願いたいと思っております。

○議長（山本留義） これで横垣成年議員の質疑を終わります。

以上で通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第9号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております

ます報告第9号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第10号

○議長（山本留義） 次は、日程第23 報告第10号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市税条例の一部を改正する条例について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第10号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第10号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第11号

○議長（山本留義） 次は、日程第24 報告第11号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、むつ市国民健康保険税条例の一部を改

正する条例について報告及び承認を求めるもの  
あります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第11号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第11号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
民生福祉常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第12号

○議長(山本留義) 次は、日程第25 報告第12号  
専決処分した事項の報告及び承認を求めること  
についてを議題といたします。

本案は、むつ市半島振興対策実施地域に係る固  
定資産税の特別措置に関する条例の一部を改正す  
る条例について報告及び承認を求めるものであり  
ます。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第12号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第12号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第13号

○議長(山本留義) 次は、日程第26 報告第13号  
専決処分した事項の報告及び承認を求めること  
についてを議題といたします。

本案は、旧川内町、旧大畑町及び旧脇野沢村過  
疎地域における固定資産税の特別措置に関する条

例の一部を改正する条例について報告及び承認を  
求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第13号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第13号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第14号

○議長(山本留義) 次は、日程第27 報告第14号  
専決処分した事項の報告及び承認を求めること  
についてを議題といたします。

本案は、むつ市承認企業立地計画に従って設置  
される施設に係る固定資産税の特別措置に関する  
条例の一部を改正する条例について報告及び承認  
を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありま  
せん。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第14号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第14号は、  
お手元に配布しております議案付託表のとおり、  
総務教育常任委員会に付託いたします。

#### ◇報告第15号

○議長(山本留義) 次は、日程第28 報告第15号  
専決処分した事項の報告についてを議題といたし  
ます。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めること  
について報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第15号の質疑を終わります。

報告第15号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第16号

○議長(山本留義) 次は、日程第29 報告第16号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第16号の質疑を終わります。

報告第16号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第17号

○議長(山本留義) 次は、日程第30 報告第17号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市一般会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。10番石田勝弘議員。

○10番(石田勝弘) この補正予算は、先天性風疹症候群の予防を目的に成人の風疹予防接種費用を市が全額助成するものでありまして、私も全面的

に賛意を表するものでありますが、若干確認したいと思います。

まず、これはことしに限るのか、それともこれから継続するののかというのが1つ。

2つ目は、支出額の算出根拠が545人とありますが、この根拠はどのようなのか。

それから3番目、対象者として③、妊娠している女性の同居家族等で特に接種が必要と認められる方という、特に接種が必要だと認められる方はどういう人なのでしょう。それについて伺います。

○議長(山本留義) 保健福祉部長。

○保健福祉部長(花山俊春) お答えいたします。

3点にわたるお尋ねでございますけれども、まず今後も実施する予定なのかという部分についてでございます。風疹は、5年くらいの周期で流行するようで、季節的には春から夏にかけての感染が多いということです。今回の接種の状況を踏まえ、来年度以降は風疹の流行状況を見きわめ、その都度対策を立てていきたいと考えています。

2点目は、予算の492万円余について545名程度ということ、その人数はどういうふうに見込んだのかというふうなお話でございますけれども、まず女性の希望者として、平成24年の妊娠届け出者が約450名ほどおりましたので、接種見込みをまず60%程度と見ました。それで270名。それから、妊婦の夫として、その450名に接種率見込み50%を乗じて225名、同居の家族等は、積算の根拠としてはちょっと薄いかもしれませんが、50人程度と見まして、合計545人分についての予算措置をしたものであります。

3点目のその他の同居家族の中で特に必要と認められるもの、この「特に」というところはどうかということでございますけれども、同居の家族の中で風疹の予防接種を受けていらっしゃらない方、または風疹にかかっていらっしゃる

ない方というふうに限定の条件を付すために、その「特に」という表現したものでございます。

以上です。

○議長（山本留義） 10番。

○10番（石田勝弘） 1点目ですが、風疹の流行状況を見て来年度は考えるということですが、そういうふういきちんと5年置きとかと決まっているものなのですか。やはり二、三年は様子見るとかという考えをしたほうがよろしいかと思いますが、その辺について1点。

そして、算出根拠の人数は、それなりに想定した人数でしょうが、それでは例えばことし、この人数より多い希望者がありましたら、この人数で切るのですか、それとも希望した人は全員ということになりますか、それを確認したいと思います。

○議長（山本留義） 保健福祉部長。

○保健福祉部長（花山俊春） 先ほどの答弁の中に風疹の流行は大体5年を周期としているというふうなお話をいたしましたけれども、議員ご指摘のとおり、5年とは限らないわけでございますので、ここ数年はその流行の状況を見きわめながら対応をしていきたいと考えております。

もう一点につきましては、多くの希望者があった場合の対応というふうな意味かと思えますけれども、その場合は当初の予定からして545人を過ぎるようであれば、やはり補正をして、その対応をしていかなければならないものと考えてございます。

○議長（山本留義） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第17号の質疑を終わります。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第17号は、会議規則第38条第2項の規定により、委員会への付託を省略したいと思います。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は委員会への付託を省略することに決定いたしました。

これより討論に入ります。討論の通告がありませんので、ただちに採決いたします。

本報告は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（山本留義） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号は承認することに決定いたしました。

#### ◇報告第18号

○議長（山本留義） 次は、日程第31 報告第18号 専決処分した事項の報告についてを議題といたします。

本案は、和解及び損害賠償の額を定めることについて報告するものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

○議長（山本留義） 質疑なしと認めます。

以上で報告第18号の質疑を終わります。

報告第18号については、文書のとおりでありますので、ご了承願います。

#### ◇報告第19号

○議長（山本留義） 次は、日程第32 報告第19号 専決処分した事項の報告及び承認を求めることについてを議題といたします。

本案は、平成25年度むつ市国民健康保険特別会計補正予算について報告及び承認を求めるものであります。

これより質疑に入ります。質疑の通告がありません。これで通告による質疑を終わります。

ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(山本留義) 質疑なしと認めます。

以上で報告第19号の質疑を終わります。

ただいま議題となっております報告第19号は、お手元に配布しております議案付託表のとおり、民生福祉常任委員会に付託いたします。

### ◎散会の宣告

○議長(山本留義) 以上で、本日の日程は全部終わりました。

お諮りいたします。明6月13日は常任委員会のため休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(山本留義) ご異議なしと認めます。よって、明6月13日は常任委員会のため休会することに決定いたしました。

なお、6月14日は一般質問を行います。

本日はこれで散会いたします。

午前11時50分 散会